

平成27年度島根県公共事業再評価の結果について

島根県では、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、「島根県公共事業再評価実施要綱」を策定し、公共事業の再評価を実施している。

再評価にあたっては、「島根県公共事業再評価委員会」を設置して、委員会に意見を求め、県はその意見を尊重することとしている。

この意見具申は、委員会の総意として、その結論を取りまとめたものであり県におかれては、委員会の意見を尊重し公共事業の推進にあたられるよう要望する。

1 総括的意見

本委員会においては、今年度、事業採択後10年を経過している継続中の事業1件、再評価実施後5年を経過している継続中の事業5件、社会情勢の変化等により知事が必要と認める事業2件、計8件について審議を行ったところである。

今年度は、農林水産部の案件がなく全て土木部所管事業の再評価となった。さらに事業採択後10年経過での対象事業は1事業であり、近年採択された事業は10年未満で完了している事業が多いことが伺える。

審議は現地調査を含めて委員会を5回開催し、各地区に関する詳細な資料をもとに、県の事業者の説明を受けながら、「実施要綱」第3条に規定されている再評価の視点に基づいて、幅広く慎重に事業実施の妥当性等について詳細な審議を行った。

以下のとおり、今年度の再評価対象地区を審議し、今後の事業の進め方等の意見をまとめて「総括的意見」を述べる。

(1) 事業の計画的な執行

島根県の厳しい財政状況を踏まえ、より一層のコスト縮減を図るとともに、計画的な執行により可能な限り集中投資を行い、さらに事業実施の工夫により事業効果の早期発現を図られたい。

(2) 河川事業及び防災・減災対策事業

今回の再評価に「社会情勢の変化等により知事が必要と認める事業」として朝酌川及び中川が提出された。この2地区は、再評価対象事業となった平成25年度において、別途有識者委員会を設けて「斐伊川水系宍道湖東域河川整備計画」の変更の準備を行っていた地区であり、平成27年3月に「斐伊川水系宍道湖東域河川整備計画」が変更されたことを受けて提出されたものである。両事業共に県都松江市における内水対策事業で、平成18年水害の記憶が新しいこともあり活発な議論を行った。詳細については個別事業において記述する。

近年、一昨年 of 県西部、昨年 of 広島市、本年 of 関東・東北豪雨と、局地的に、未

だかつて無いような想定外の豪雨が発生している。

近年の異常な降雨を鑑みるに、河川事業及び防災・減災事業は安全安心な県土づくりに重要な役割を担っている。今回再評価対象となった各事業は工期が非常に長くなっている現状が懸念される。住民は、少しでも早い完成を望んでいるところであり、計画的な事業の推進を図られたい。

(3) 道路事業

道路事業は交通網の脆弱な本県にあって定住の促進、産業の振興の面から重要な役割を担っている。

今回再評価を行った2つの工区については、進捗率が高く完成間近な事業である。費用対効果(B/C)は、1.0未満であるものの、「効果として算出していない部分の中にも実際には効果があるのではないか」との意見もあり、島根県が独自に定めた総合評価算定シートにおいては社会的効果が大きく「事業を行う価値がある」と判定されている。両工区共に、地元住民の生活環境改善・交通の確保・交通安全の点で効果が高いことと共に観光面での利便性の向上につながるため、早く整備し終わることが望ましいと委員会では判断した。

道路事業においても、用地買収が事業進捗の鍵となる。今回の再評価においてはフォローアップ地区を含めて用地買収の難しさを事業担当者から説明を受けた。事業者におかれては、近隣住民の協力も得るなど丁寧な説明に努め、スムーズな用地買収により、早期完了を図られたい。

(4) 過年度審議箇所 の 視察(フォローアップ)調査

本年度は、平成22年度再評価委員会からの意見具申で継続とされた主要地方道田所国府線大金工区のフォローアップ調査を実施した。ここにフォローアップの意見を述べる。

平成26年度に用地買収の交渉が妥結し、平成27年8月21日の現地調査では95%以上が進捗し、残る工事は橋梁と舗装である。粘り強い用地交渉により、工事の完成は平成27年度の予定である。しかし、平成13年に着手後、すでに14年を経過していることから、生活2次幹線として一日も早い完成を目指して頂きたい。平成22年の意見にあるように、島根県で定住するために必要な交通手段として、車は特に重要である。島根県の地域活性化のためにも早急な完了を図られたい。

(5) おわりに

本委員会は、県事業8箇所すべてについて県の示した対応方針が妥当と判断し「継続」とした。

今後の事業の展開に関して、さまざまな要望、厳しい条件を付けさせていただいた事業もあるが、関係する事業担当者の方々はそのら意見を尊重され、事業の速や

かな執行に努力されたい。特に、防災事業、道路事業においてそれぞれ降雨被災による手戻り工事が発生しており、工事進捗の遅れに繋がっている事例が見受けられた。想定外の降雨であったことも推察されるが、こうした工事中の被災が極力発生しないよう留意・工夫することも早期完了に繋がるものと考えられた。

また、島根県公共事業再評価委員会の目的の一つに「実施過程の透明性の向上を図る」が挙げられている。公共事業再評価の広報、周知は現在も県ホームページで公開されているところであるが、透明性の確保は県民にとって重要であることから、ますます情報公開を進めていただき、県民のさらなる理解を得る努力をしていただきたい。そのためには、県民だよりやホームページの活用、わかりやすいパンフレットの作成など、県民への広報の仕方への工夫が望まれる。税金の使い途や防災に対する県民意識が高まる中、公共事業再評価の持つ社会的意義は大きく、さらなる県民への周知に努められたい。

2 審議対象事業

島根県が、再評価の対象として提出してきた事業は下記のとおりである。

○土木部 8箇所

番号	事業名・地区名	所在市町村	事業費(億円)	工期	再評価区分	抽出箇所
1	主要地方道田所国府線 有福温泉工区	江津市	28.2	H13～ H30	④	○
2	一般県道柿木津和野停 車場線 中座工区	津和野町	63.6	H13～ H29	④	○
3	総合流域防災事業 高津川(六日市)	吉賀町	47.2	S51～ H35	④	○
4	流域治水対策河川事業 朝酌川	松江市	49.0	H27～ H37	⑥	○
5	流域治水対策河川事業 中川	松江市	77.7	S62～ H37	⑥	○
6	海岸高潮対策事業 別府港大山地区	西ノ島町	18.0	H8～ H28	④	○
7	通常砂防事業 湯屋谷川	出雲市	9.5	H13～ H34	④	○
8	地すべり対策事業 都万目地区	隠岐の島町	4.0	H18～ H30	②	○

注：再評価区分「①～⑥」

- ① 事業採択後5年を経過した後も未着手の事業
- ② 事業採択後10年を経過している継続中の事業
- ③ 事業採択前の準備・計画段階で5年を経過している事業
- ④ 再評価実施後5年を経過している未着手又は継続中の事業(下水道事業を除く)
- ⑤ 再評価実施後10年を経過している未着手又は継続中の事業(下水道事業)
- ⑥ 社会情勢の変化等により知事が必要と認める事業

注：抽出箇所「○印」

3 審議日程及び経過

第1回 平成27年7月10日（金）

- 出席委員 安部康二、来海公子、木村和夫、宗村広昭、高田龍一
常國文江、寺田哲志、平川眞代 正岡さち、三輪淳子（50音順）
- 審議内容 ・再評価対象事業8箇所について、事業者から説明
・現地調査及び詳細審議箇所の抽出

第2回 平成27年8月5日（水）

- 出席委員 安部康二、来海公子、木村和夫、宗村広昭、高田龍一
寺田哲志、平川眞代、正岡さち、三輪淳子（50音順）
- 現地調査 ・流域治水対策河川事業 朝酌川
・流域治水対策河川事業 中川
・海岸高潮対策事業 別府港大山
・通常砂防事業 湯屋谷川
・地すべり対策事業 都万目

第3回 平成27年8月21日（金）

- 出席委員 安部康二、宗村広昭、高田龍一、常國文江、寺田哲志
平川眞代、三輪淳子（50音順）
- 現地調査 ・主要地方道 田所国府線 有福温泉工区
・一般県道 柿木津和野停車場線 中座工区
・総合流域防災事業 高津川（六日市）
・主要地方道 田所国府線 大金工区

第4回 平成27年9月7日（月）

- 出席委員 安部康二、来海公子、木村和夫、高田龍一、常國文江
寺田哲志、平川眞代 正岡さち、三輪淳子（50音順）
- 審議内容 ・抽出箇所の詳細審議

第5回 平成27年10月19日（月）

- 出席委員 安部康二、来海公子、木村和夫、高田龍一、常國文江
寺田哲志、平川眞代 正岡さち、三輪淳子（50音順）
- 審議内容 ・意見具申案の審議

4 詳細審議箇所の再評価結果

(1) 【主要地方道 田所国府線有福温泉工区】 → 継続

本事業は、「しまね海洋館アクアス」から旭温泉まで(アクアス3湯めぐりルート)のアクセス向上を図る為、田所国府線の一部区間を整備する事業である。

田所国府線は、起点を邑南町田所として終点は浜田市下府町で国道9号に接続している。田所国府線は、県西部の中山間地における主要な生活道路であり、一部区間は県道浜田八重可部線、浜田作木線、桜江金城線と重用している。

新たな観光地点となっている「しまね海洋館アクアス」は県外、特に夏季になれば、広島県からの来場者が多くなる。有福温泉工区区間の現道は沿線に家屋が連なっていて、道幅も4mほどと狭いため大型バスの通行に支障をきたしている。現在事業中の大金工区と併せて、本事業の有福温泉工区の間整備によって、アクアスへの来館者はもとより、旭温泉、美又温泉、有福温泉などそれぞれ特色のある温泉地へ、観光客の増加が期待できる。そのような中、旭温泉、美又温泉には十分とは言えないまでも駐車場が整備されているが、有福温泉は温泉街の中にある駐車場は狭く不十分である。本事業の整備により温泉街に隣接して、普通車専用の駐車場が整備されると共に、観光バス等の大型車の駐車が可能になる。工事は、89%の進捗で主な構造物の1号橋梁(L=70.3m)の施工を残している。この橋梁部において、用地未取得箇所が残されているが、事業担当者が地域住民の協力を得るなどし、早急に任意交渉により問題解決されることを期待する。

今回のような道路事業においては、地権者と地域の理解及び協力を得ることが重要であり、効果的な事業の進捗につながるものと考えている。

日本創世会議(座長 増田寛也:東京大学大学院客員教授)の全国市町村別の将来推計人口によれば、事業位置に係わる江津市の人口は24,728人(2015年9月30日現在)から25年後の2040年には約14,000人に減少すると推計している。この数値は何も手立てをしない場合のものと考えているが、島根県においても過疎化、高齢化対策にあらゆる取り組みがなされている。その中でも中山間地域の道路整備事業は、観光資源の開発や住民の生活向上と安全、地域の定住促進につながる施策である。

本事業の完了予定年度は平成30年度であるが、早期の工事完了によって中山間地域住民と、江津市、浜田市街地を結ぶ生活道路の確保と、更なる利便性の向上が図られることを期待したい。

(2)【一般県道 柿木津和野停車場線 中座工区】→ 継続

本事業は国道9号から(主)萩津和野線(道の駅 津和野温泉なごみの里付近)に至る2,160mのバイパス(車道2車線)を整備するものである。本路線は吉賀町柿木村と津和野町を結ぶ一般県道であり、中国縦貫自動車道六日市ICから津和野町市街地を結ぶ重要な路線である。現在使用されている、国道9号から津和野町中心部までの区間(現道)は急勾配で幅員が狭く、大型車両の通行が困難な状況となっている。そこで、津和野町へのアクセス玄関口であった従来の北側道路に加え、南側の玄関口として新たにバイパスを整備し、六日市ICや国道9号へのアクセス、利便性の向上を図ることを目的に事業を進めている。これにより山口・九州方面からのアクセスも容易となり重要な観光ルートが創造できると考える。

平成13年度に本事業が採択され、完了予定年度は平成29年度である。現在の進捗状況は83%、用地は全て買収済みで、総事業費は63億6300万円である。費用対効果(B/C)は0.78と算出されており1を下回っているが、「島根総合発展計画第2次実施計画」で掲げられている島根が目指す将来像『豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる活力ある島根』において、生活基盤の維持・確保が政策として挙げられていることや、中山間地域の道路事業を評価する総合評価算定シートにおいても、産業振興・地域振興、生活環境改善、交通の確保、交通安全の視点から、“事業を行う価値がある”と判断されている。

事業コストの縮減と観光振興に向け、現存する河川、町道や、史跡等への影響を小さくする経済的なルート案・構造物規模とし、かつ、計画策定にあたり地元関係者や専門家の意見を聞くなど、津和野町の景観を損なわないよう配慮されている。現状で事業を中止すると観光地である津和野町市街地へのアクセス向上が図れないことに加え、通学路に指定されている現道での通学児童の安全確保等、「安心して暮らせるしまね」という島根県の基本目標の達成も困難となる。

本地域の観光地としての価値は非常に高く、観光客は毎年100万人以上にも上る。町内に暮らす人々の生活基盤向上と観光地としての魅力向上を両立させる、観光地『津和野』のまちづくりを加速させることが、島根県にとっても必要不可欠なことであり、非常に重要な視点と言える。

以上のことから、当初計画どおり事業を遂行することが望ましいと考える。

(3)【総合流域防災事業 高津川(六日市)】→ 継続

高津川は、島根県西部山間にある吉賀町(旧六日市町)田野原に源流を発生し、北に流下しながら旧六日市町、旧柿木村、旧日原町を経て、益田市を貫流し日本海に注ぐ1級河川である。流域面積は1,090km²、幹川流路延長81kmで、高津川の流域面積は島根県の約16%を占める。流域の地形は、全体的に平地に乏しく急峻な山地となっている。

高津川総合流域防災事業は、1級河川高津川本川の上流部、旧六日市町内にあたる地区で行われている。昭和51年度に採択・着手され、現在すでに40年が経過して進捗率は84%となっている。今回は、再評価実施後5年を経過したことから再評価の対象となり、さらに完了年度も平成35年を予定する長期事業である。

河川改修は、一般的に梅雨や台風の期間を避けて工事を行うため、長期間を要するのが実情である。加えて高津川には、水産業の振興も妨げられないという制約がある。近年、高津川は平成22年から25年まで4年連続で、全国の1級河川のうち年間の平均的な水質（BOD値）が最も良好な河川とされている。これを地元では「清流日本一」として誇り、その水質の良さから内水面漁業が盛んに行われ、漁期との関係など工事実施に関しても漁協との協議が必要となっている。

こうした状況下で全体事業延長6,800mのうち上流工区3,050mが昭和61年に完成し、下流3,750mが未改修区間として残された。この状態で平成10年から一旦事業が休止したのは、工事区間の最下流部重藤堰の改築に当たって関係者の了承を得られなかったという経緯があつてのことである。残念なことに、下流工区が未改修であった平成11年に当該地区は大きな浸水被害を受け、このことで現状の重藤堰と同じ流下断面を確保する暫定改修が再開され平成28年に完了する予定となっている。

実地見聞した未改修区間は、全国的にも知られる1級河川高津川の本川としては、河川幅が狭く河床は高く、さらに堤内から流水までの距離も近い印象であった。その河床には低木や雑草が繁茂し、洪水時に流木などが堆積すれば流水が堰き上がり容易に溢水するのではないかと思われ流下能力に不安を感じた。

平成25年7月、同じ高津川流域の津和野川に甚大な被害をもたらした豪雨と同様の状況が六日市に起きてもおかしくない。このとき対象工区が現況の重藤堰を定規とした暫定的流下断面であるかぎり、改修区間のうち1/30浸水想定区間は被害を受け、高津川上流部の遊水地となってしまう恐れがある。上述してきたような、現地特有の制約条件も理解できるころではあるが、早急に完成断面へと改修を急ぎ、地域の安全を高めるべきであると考えます。

この「高津川総合流域防災事業」が終われば、吉賀町内の高津川本川は全て改修が完了する。事業単体としての費用対効果（B/C）は1.86と他事業と比較して高い数値ではないけれども、流域全体としては住民が同じ条件で安心して暮らせることになり、「島根県総合発展計画第2次実施計画」における「災害に強い県土づくり」という施策目標にも合致する。

以上のことから事業の継続は妥当であり、少しでも早い完了に向け事業を推進していただきたいと考える。

(4)【流域治水対策河川事業 朝酌川】→ 継続

本事業は、朝酌川流域の治水対策のための工事である。

本事業は、2年前の平成25年、本委員会に対象事業として審議にかかっている。当時、大橋川改修事業との関連で「斐伊川水系宍道湖東域河川整備計画」の変更を検討している段階であり、詳細審議には選定されず、対応方針案に対して「継続」が承認されている（平成25年再評価委員会議事録参照）。その時、整備計画が固まった段階で再度本委員会に諮ると報告され、今回、再評価区分「⑥社会情勢の変化等により知事が認める事業」として審議に挙げたものである。

事業採択年度、用地着手年度及び工事着手年度は昭和44年度、工事完了予定は平成37年度、進捗状況・用地・工事ともに現状では0%である。採択年度に事業が着手されたにもかかわらず、経過年数が47年と非常に長きにわたることになったこと、また進捗状況が現在0%というのは、上記の理由も含めた、下記に述べる複雑かつ特殊な経緯によるものである。

元々、本事業は、昭和39年の豪雨災害を受け、朝酌川流域の河川改修に着手したことが始まりである。その後、昭和47年の戦後最大の豪雨災害を受け、より広い視野での治水対策が必要との観点から、県が、斐伊川と神戸川上流部へのダム建設・中流部の放水路建設と本川改修・大橋川改修と湖岸堤防整備を骨子とした「斐伊川・神戸川の治水に関する基本計画」を策定し、朝酌川流域の河川改修事業はその計画と連携し、松江市街地（橋北）の治水対策を進めてきた。

一方、昭和51年には国が「斐伊川水系工事实施基本計画」を改定し、国の事業として、「斐伊川放水路事業」をはじめとした4つの事業が行われることとなった。

その後、平成9年に河川法が改正されたことにより、平成14年に「斐伊川水系河川整備基本方針」が策定される一方、同年、社会情勢の変化により宍道湖・中海淡水化事業が中止となる（中海及び大橋川の水位に影響を及ぼす）等、治水事業を取り巻く環境が変化した。そのような中、平成18年に豪雨災害が起きた。

その結果、平成21年に、国は「斐伊川水系河川整備基本方針」を変更、翌平成22年には「斐伊川水系河川整備計画」が策定された。これを受け、島根県と松江市が一体となって「松江市街地治水計画検討委員会」を発足し大局的な視点から検討を行った結果、平成26年に「松江市街地治水計画」が策定された。その後、島根県は平成27年に「斐伊川水系宍道湖東域河川整備計画」を策定し、これに基づいた事業を実施するに至った。

以上のように、治水事業を取り巻く環境が目まぐるしく変化する一方、本事業は県の事業であるものの国や市との事業の関連性が高く調整を図りながら進める必要があることから事業が長期化することとなった。さらに、本事業は新たな計画に基づいたものであるため進捗状況が0%という現状となっている。

当該事業の位置は松江市学園南外、具体的な事業概要は、上迫子川ポンプ場増設・四十間堀川放水路整備及び交融橋地点の拡幅・中川河川調節池の整備であり、昭和

47年7月豪雨相当の洪水に対して松江市街地（橋北）の浸水被害の軽減を図ることを目的としたものであり、総事業費49億円である。

当該事業の対象となっている地域は中心的な市街地であり、河川は流下能力が著しく低く、治水機能が大きく不足している。さらに、川の流向は平坦な地形から平常時は一定ではなく、川幅の狭い個所や曲った箇所等では流れが滞り増水する要因となっている。浸水被害は、昭和34年以降、実に14回にのぼり、特に被害が大きかった昭和47年には4,789戸が床上浸水し、浸水面積は481haにも及んでいる。

当該事業を行うことによって河川の流下能力が向上し、豪雨時にも安定して水が大橋川へ流すことができ、市街地の浸水被害の軽減が見込まれる。それによって、住民が安心して暮らせることにつながるであろう。

整備計画は、新たな計画ではあるが過去の河川改修事業を活かす等して、コスト削減の努力がなされている。また、生態系等の環境、堀川遊覧等の観光資源や周辺景観に配慮する努力も行われている。

国・県・市が一体となって調整を図りながら進めて行かなければならないため困難な部分もあると推測される。しかし、市街地のこれまでの度重なる浸水被害や、近年、全国で起こっているゲリラ豪雨等による被害が増加している状況を考えると、当該事業を含む治水事業全体の一刻も早い完成を望むものである。

1つ付け加えるとすれば、住民を巻き込んだ防災まちづくりの視点を加えることである。

まちづくりと言うと、一般市民には事が大きすぎて行政の力に頼るしかないと考えがちである。しかし、住民と行政が協力して防災まちづくりに取り組んでいる例は全国に多数みられる。1人1人の力は小さくともまちぐるみで協力すれば大きな力となる。住民が治水対策を行政任せにせず、自分達の問題として取り組んで行けるような仕掛けを期待したい。

（5）【流域治水対策河川事業 中川】→ 継続

本事業は、松江市黒田町及び法吉町に位置する中川の氾濫を防止するため、全体延長1,800mの拡幅及び掘削等を行い、浸水被害の軽減を図ることを目的としている。

中川も含めた朝酌川流域の浸水被害を防止する抜本的な治水対策は、国の「斐伊川水系河川整備計画」による「大橋川改修と中海・宍道湖の湖岸堤の整備」、県の「斐伊川水系宍道湖東域河川整備計画」による「朝酌川流域治水対策河川事業」であり、国県等による治水に関する一体的な計画・事業の中で本事業も位置づけられている。

したがって、本事業は関係する一連の計画や事業とともに進められることによって、その最終的な効果が発揮されるものと理解する。

過去、中川の氾濫により黒田及び法吉地区は幾度も洪水に見舞われた。同地区は歴史的にも湿地帯であり、昭和47年災害は最も甚大な被害（床上168戸・床下412戸、浸水面積66ha）をもたらし、近年では平成18年災害（床上6戸・床下88戸、浸水面積20ha）も起きており、中川上流部の宅地化や河川周辺の市街化の進展とともに、洪水による被害も大きくなる傾向にある。

中川は断面が小さく勾配がないため流下能力が著しく低いことや、松江堀川の水位の上昇により排出に大きな影響を受けるため、自己流による氾濫を引き起こしている。この自己流の氾濫を防止するには、計画どおり断面の拡大と築堤により自己の流下能力を確保し、並行して、松江堀川の排出対策を講じる必要があると考える。

本事業の進捗に関しては、期待する効果を得るためには全区間が完成しなければ薄いと思われるし、また効果を高めるためにも出口である松江北高校グラウンドの河川調節池や四十間堀川の整備など朝酌川関連事業との連動が不可欠と考える。今後も住民の事業効果に対する疑問や用地買収への理解と協力を更に深め、可能な限り早期に完成されるべく取り組まれない。

（6）【海岸高潮対策事業 別府港大山地区】→ 継続

本事業は隠岐郡西ノ島町別府港大山地区を対象とした海岸高潮対策事業である。大山地区は台風時に高潮被害をしばしば受けてきたため、昭和47年度から海岸保全事業を実施し、昭和55年護岸が完成した。しかし、波浪時には越波・飛沫による背後人家への被害が解消されなかった。さらには護岸の老朽化によるクラックの発生や水叩きの沈下などが顕在化し、早急な対策が必要となったため、沖合に離岸堤（潜堤）を設置し、波浪を減衰させるとともに、老朽化した護岸の代わりに階段式護岸を設置し、地域住民が気軽に海と触れ合える空間を創造するため、平成8年に事業が採択された。平成28年度に完成予定であり、経過年数20年、進捗率94%、総事業費17億9700万円となっている。

経過年数があまりにも長期にわたっていることに加え、近年、地球温暖化の影響による異常気象で高潮被害も頻発している。高潮被害を防止することにより、地域住民が安心して暮らせる環境を整えるためには、計画どおり事業を遂行することが望ましいと考える。

最後に、飛沫防止にアルミ製のフェンスが設置されていることについて、今後の公共事業において再考願いたい。「島根県総合発展計画第2次実施計画」にも謳われている自然とのふれあいを推進することや、持続可能な地域作りの視点に立ち、事業を押し進めていただきたい。アルミフェンスは環境のもつ復元能力を超え、不要物排出に繋がる可能性も大きいと考える。大規模事業に限らず全ての事業において、地域の美しい景観や自然環境を守り、県民に心の豊かさを提供できるよう地球的視野に立った先駆的な取り組みを期待したい。

(7)【通常砂防事業 湯屋谷川】→ 継続

本事業は、出雲市東林木町に位置する湯屋谷川流域の広範囲において、山腹崩壊や溪岸侵食が進み溪床に不安定土砂が堆積しており、今後集中豪雨等により土石流が発生した場合、下流域に大きな被害をもたらす恐れがあるため、対策を講じる必要性が生じたものである。事業採択の平成13年度から15年経過し、進捗率56%、事業完了予定は平成34年度、再評価実施後5年を経過している。

保全対象区域には人家38戸、国道431号や公共施設等が存在し、過去には梅雨前線豪雨により土砂が流出し、下流の道路が埋塞する被害が発生している。土石流に対する住民の不安は、他地区に比べ格段の違いがある。当地区は後方に急峻な北山山系を背負い、前方には斐伊川が流れるという地理的条件の制約を受け、住民たちは土砂災害の不安が恒常的につきまとうと言う。昨年広島県において発生した大規模土砂災害が、住民の危機感を一層強くしている。地元は当然のことながら、本事業の一刻も早い完了を熱望している。

事業が長期間となった理由としていくつか挙げられているが、中でも3基のえん堤の中の3号えん堤部の付替道路施工にあたり、3年間連続して掘削斜面が崩壊し、事業進捗に遅れが生じたことに対し、当委員会としていくつかの疑義があった。第一点は、付替道路施工の必要性と緊急性。第二点は3基の施工順序の妥当性。これに対し付替道路については出雲市管理の道路であり、市は3号えん堤周辺の山林所有者の作業管理上、付替道路は必要不可欠とのことであった。また施工順序については、本川には既設のえん堤が2基あるが支川にはないため優先度の高い3号えん堤から整備を進め、付替道路の整備完了後に順次整備を行う計画とのことであり、引き続き計画的に進めていただきたい。

県の砂防事業予算の減少の影響で、事業期間が長期にわたることは、気象災害が深刻化する昨今、土石流対策を講じるための砂防事業であるとの認識に立ち、事業の優先順位を的確に判断していただくことが重要である。

公共事業により防災あるいは減災対策を強化することに、県民は大きな期待を寄せていると思われる。本事業も工期短縮の取組などの努力で、スピード感のある事業推進を図ることが求められており、本委員会としては継続が妥当であると判断した。

なお、ソフト面とのバランスのとれた事業推進を図る上で、当該地区において出雲市はハザードマップなどによる危機管理意識の高揚や、地元住民による避難訓練の実施を継続している。こうした取組みを、今後他地区での事業展開の際、参考事例として波及効果を期待したい。

(8) 【地すべり対策事業 都万目^{つぼめ}地区】 → 継続

本事業は、隠岐郡隠岐の島町都万目地区における地すべりの防止を目的とした事業で、平成18年度採択、完了予定は平成30年度で、進捗率は76%、工事も70%完了している。

この地域の地すべりブロックは6ブロックで、優先度の高いブロックから対策を実施しており、3ブロックは対策済みで、残り3ブロックの内2ブロックが今年度からの工事予定になっている。

1ブロックに観測、解析から用地買収、対策工事から効果確認まで、3年～5年の工事期間が必要で、より経済的、効果的な対策とするため、地下水位の降下状況を段階的に確認しながらの作業となるため、事業が長期化している。

この事業の保全対象には、人家21戸、耕地11.9ha、町道、避難所である集会所などがある。

地すべりを防止することで、ライフライン機能の保全、人口減少の歯止め、土砂災害に対する住民の不安軽減、集会所の利用確保の効果があり、この事業の費用対効果(B/C)は4.9であることなど考慮すると、この事業を継続することに異論はなく、早急な事業の完了を期待する。

この地域では昭和20年代から地すべり活動が顕著になり、昭和36年に地すべり防止区域に指定され、その後平成10年代になって地すべりが原因と考えられる、家屋の傾きや亀裂の発生等が確認されている。現在も地すべりによる被害が発生している箇所があり、未対策の3つのブロックで地すべりの可能性が残り、その周辺において甚大な被害が発生する可能性がある。

昨今の局地的豪雨による被害状況からも、住民の安全な生活基盤を守るため、少しでも早い完了に向け、今後は予算の確保など積極的に進められ、事業を推進することが望まれる。